

【第2部】

# 社会教育における同和教育



## 同和問題に関する基本的認識

### 同和問題とは

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に厳しい環境を強いられ、今なお日常生活で様々な差別を受けている、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法によって保障される基本的人権を侵害する重大な社会問題です。

被差別部落(同和地区)に生まれたことで、不当に社会的不利益を受け、不平等を強いられ、人間としての尊厳を傷つけられるなどの差別を受けている現実が今でもあります。部落差別は、被差別部落(同和地区)があるから存在しているのではありません。部落差別をする私(たち)がいるから、被差別部落(同和地区)が存在しているのです。

まずは、大人一人一人が同和問題を正しく理解し、子どもたちにも正しく伝えていくことが大切です。

### 同和問題の基本認識

- 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。
- 同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。
- 同和問題を未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。

【「同和对策審議会答申」前文より】

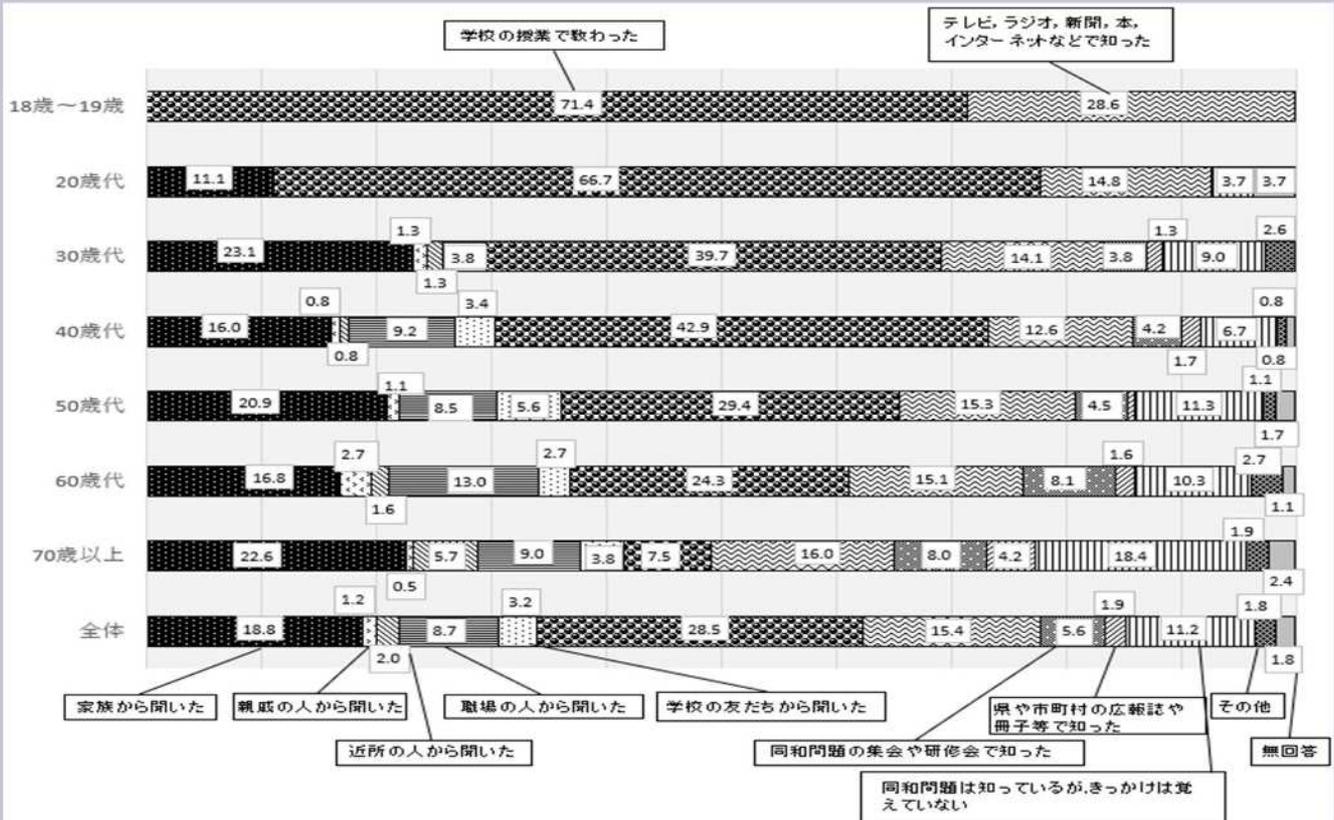
### 部落差別解消の推進に関する法律（平成28年12月16日施行）

第1条 (目的)	部落差別が存在する現状 情報化による部落差別に関する状況の変化 部落差別は許されず、解消することが重要な課題
第2条 (基本理念)	国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会の実現
第3条	国及び地方公共団体の責務
第4条	相談体制の充実
第5条	部落差別を解消するための教育及び啓発
第6条	国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うこと

## 社会教育における同和教育の必要性

＜令和5年度人権についての県民意識調査から＞

あなたが、「同和問題(部落差別)」について、初めて聞いたり知ったりしたきっかけは何ですか。



「同和問題(部落差別)」を初めて聞いたり知ったりしたきっかけについて、60歳代までは、「学校の授業で教わった」割合が高い。次いで、18歳～19歳の年代を除き「家族から聞いた」割合が高い。「テレビ、ラジオ、新聞、本、インターネットなどで知った」割合は、18歳～19歳の年代で最も高く、家族や親戚、近所の人など、周りの人から聞いたとの回答も一定数あった。

「同和問題(部落差別)」を初めて聞いたり、知ったりしたきっかけについては、「家族(祖父母、父母など)から聞いた」が、20歳以上の年代で高いことを考えると、保護者はもちろん祖父母や社会人、地域社会を対象とした社会教育における啓発の重要性が求められています。

また、「学校の授業で教わった」という割合が高い18歳～19歳から40歳代においても、同和問題を正しく認識し理解を深めるためには、繰り返し学ぶ必要があります。

同和問題に係る偏見や差別をなくし、未来を担う子どもたちとともに、人権尊重の精神にみなぎる社会づくりを進めましょう！

最近でも、現実に次のような差別事象がおきています。

地域では	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 飛び出し注意の看板やロードミラーなどに、被差別身分名を使った差別落書きがされていた。</li><li>◆ 電話のやりとりの中で、住んでいる地区と名前を聞かれたので答えたところ、出自についての誹謗中傷を受けた。</li><li>◆ 市町村役場の住民登録窓口に来た転入希望者から、「被差別部落がどこにあるか教えてほしい」との身元調査に関わる問合せがあった。</li><li>◆ 相手方の部落差別意識が原因で、結婚を反対された。</li></ul>
学校では	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 友人から「お母さんから『あの人たちと遊んではいけない。』と言われたので遊べない。」と言われた。</li><li>◆ 学校で友達を侮辱する目的で、被差別身分名を表す賤称呼称を使った。</li></ul>
インターネット上では	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ インターネットの掲示板等に、特定の地域への差別を助長する悪質な書き込みがあった。</li></ul>

### そっとしておいても差別はなくなりません。

実は、同和問題を知るきっかけとして、依然として「子どもの頃に家族から聞いた」という人が多いのが現状です。

何が差別になるのかを、きちんと知らないままでは、その子どもが大人になった時に、また差別を繰り返してしまうことになります。

まずは、大人一人一人が**正しく理解し、子どもたちにも伝えていくこと**が大切です。

### 用語の使用について

#### ◆ 「同和」という用語について

- ・ 古くからある「同胞融和」あるいは「同胞一和」、 「同胞諧和」という用語から生まれたもので、その意味は、家柄、門地、血筋あるいは社会的身分の別なく、国民は等しく慈しみ合わなければならないという発想に基づくものと言われています。
- ・ 「今日は同和の会（人権同和の会）に参加した。」などと省略した用語を使う場面に出合いますが、「同和」で区切って、単独で用いられる用語は、極めて差別的な意味合いで使われてきた歴史的経緯があります。使用するに当たっては正しく「今日は、人権同和問題の研修会に参加した。」などのように、意味を理解した上で、省略形でない用語で使うことが大切です。

## 江戸時代の身分制度について こんな風に教わりませんでしたか？

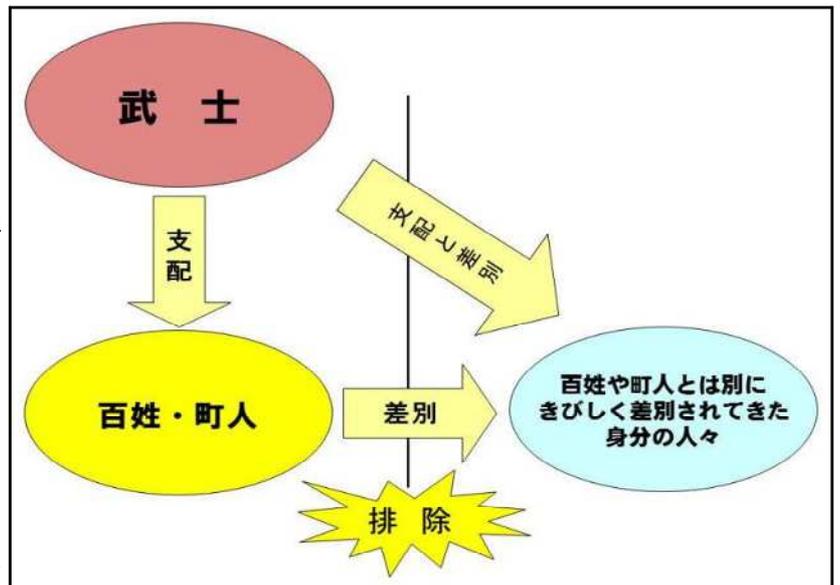


かつては、近世特有の身分制社会とその支配・上下関係を表す用語として「士農工商」という表現が定説のように使われ、左の図のようなピラミッド型で説明されましたので、記憶に残っている方も多いと思います。

しかし、部落史研究を含む近世史研究の発展・深化につれて、単純に「士農工商」というとらえ方では説明ができないこと、「農」と「工商」との身分の上下関係がなかったこと、被差別身分の人々は、社会から排除され、差別されていましたが、社会の最下層に置かれていたわけではないことなどが分かってきました。

そこで、教科書記述も修正が加えられ、

今の子どもたちは、このように教わっています。



### ◆「農工商」から「百姓・町人」へ

「百姓」とは、もともとは「一般の人々」という意味でした。やがて、在地領主として武士が登場すると、しだいに年貢などを納める人々を指すようになり、近世には武士身分と百姓身分が明確に区別されるようになりました。

「百姓」は、農村、山村、漁村などの村に住む人々、「町人」とは町に住む人々と、住む場所による身分呼称のとらえ方によって変わってきています。百姓身分には、漁業や林業に従事する人々もおり、百姓＝農民ということではありません。

### ◆「百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々」

近世社会は、世襲により身分をもって生まれてくる身分社会でした。

小学校の教科書では、「百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々」と表現しています。

中学校・高等学校では、地域によっては別の呼称もあるものの、当時最も広範囲にあった身分呼称を表記しています。

また、「これらの人々は、厳しい差別の中でも、農業や手工業を営み、芸能で人々を楽しませ、また治安などを担って社会を支えました。」とあります。人々の「生産・労働」、「芸能・文化」に焦点を当てた記述になっており、どのような努力や工夫を重ねて生き抜いてきたのかなど、その生き方に学ぶ学習を展開しています。

## 同和問題（部落差別）は、いつ頃どのようにして起こり、現在につながっているのでしょうか。

### ◆ 同和問題につながる差別の起源は、中世期（鎌倉から室町時代）まで遡ります。

中世（鎌倉から室町時代）の頃の人々は、死や出産・病気などを「ケガレ」として畏れていました。そのため葬送や死んだ牛馬などの動物の死体処理などを担い「キヨメ」る人々に対して、敬いの心とともに魔術的な力への畏敬の念をもっていました。

しかし、一方でその仕事を担う人々も特別な力をもつ「ケガレ」に触れる存在として、次第に社会から疎外されるようになりました。

すでに、この時代の人々の中には、死や出産・病気に対しての「ケガレ観」や特定の職能をもつ人々に対する「畏怖の念」などと結び付いた世俗的差別が存在していたと考えられています。

### ◆ 戦国時代から江戸時代になると、身分制が制度化・固定化され、差別が強められました。

戦国時代に入り、戦いに必要な多くの武具、馬具などの需要が増えたことに伴い、革製品などの仕事を生業としていた人々は大切な存在でした。

その後、戦国時代から江戸時代の中頃にかけて、武士を中心とした支配体制を維持するための身分制度が完成していくのに伴って、幕藩体制の下で、こうした人々に対する差別が様々な法令を通して制度化され、固定化されていったと考えられています。また、この時代、百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々は、全国各地で様々な名称で呼ばれ、清掃や皮革、警察、刑吏、慶祝の舞や芸能、葬送など、多岐にわたるそれぞれの役割を担い、社会を支えていました。

江戸時代の後期になると、飢饉や百姓一揆など幕藩体制を揺るがす出来事が多発するようになり、幕府や藩は、こうした社会を立て直すために身分の決まりを更に厳しくしていきました。

### ◆ 明治時代に解放令（太政官布告）が出され、差別は解消されたのでは？

明治時代になると、新政府は天皇の下に国民を一つにまとめようと、皇族以外は全て平等であるとし、公家と大名を華族、武士を士族、百姓や町民を平民と改めました。また、平民が名字を名乗ることを許し、異なる身分どうしの結婚や、職業選択、居住などの自由も認めました。

明治4（1871）年には、被差別身分の人々に関して、呼び名を廃止し、身分や職業も平民と同じとする布告（いわゆる「解放令」または「賤称廃止令」）が出されました。しかし、被差別身分の人々は、それまで認められていた職業上の権利を失うなど、生活が苦しくなるとともに、実際には、この後も、職業、結婚、住む場所などの面で社会的な差別が根強く残りました。

一方では、「解放令」をよりどころにしながら、山林や用水の利用や、祭礼への参加などの権利を要求するなど、差別からの解放と生活の向上を求める動きが各地で起こりました。

穢多非人等の称 廃せられ候条  
自今 身分職業共 平民同様たるべき事

穢多非人等の称 廃せられ候条 一般  
民籍に編入し 身分職業共すべて  
同一に相成り候様 取扱うべく 尤も地租  
その外 除蠲のしきたりも これ有り候はば  
引き直し方見込み取り調べ 大蔵省へ伺い  
出るべき事

※除蠲（じょけん）…課税しないこと

【1871年「太政官布告第61号」】

## 被差別部落の人たちは、差別解消に向けて どのような行動を起こしたのでしょうか。

明治に入って身分制度が改められてからも、就職や結婚などで差別され苦しめられてきた被差別身分の人々は、政府にたよらず、自力で人間としての平等を勝ち取り差別からの解放を目指す運動（部落解放運動）を進めました。

大正11（1922）年には京都で全国水平社創立大会が開催され、運動は全国に広がっていきました。

下の「宣言」は、京都の岡崎公会堂で開催された全国水平社創立大会において宣言されたもので、日本における最初の人権宣言「水平社宣言」と呼ばれています。

### 宣 言

全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されて来た罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勤るかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓をひきかれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者とその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者がその荊冠を祝福される時が来たのだ。

吾々はエタである事を誇り得る時が来たのだ。吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によって、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤る事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するものである。

水平社は、かくして生れた。  
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全国水平社創立大会

※ この宣言の中には「特殊部落」「エタ」という言葉がありますが、この言葉は、当初から差別用語であり、本来は使われるべき用語ではありません。水平社創立大会における宣言においては、被差別の立場の人々が、部落解放・人間解放という高い理想を掲げて運動を進めるということ宣言する意味合いにおいて、あえて使っているということと、この言葉に込められた深い思いや願いを理解することが大切です。

同和問題（部落差別）の解決に向けて、  
どのような法令等が制定され、推進されてきたのでしょうか。

◆ 同和問題の解決に向けた主な法令等

年	法令等	法令等の性質・内容など
1871年 (明治4年)	解放令	太政官布告をもって、被差別身分の称を廃止し、職業の自由を宣言しました。
1922年 (大正11年)	水平社宣言	自らの手で人間としての平等を勝ち取り、差別からの解放を目指す運動を進めるため、全国水平社が創立され、日本における最初の人権宣言といわれる全国水平社創立大会「宣言」が出されました。
1947年 (昭和22年)	日本国憲法	人が生まれながらにして持つ自由や平等の権利を基本的人権とし、人種や信条、性別や生まれたところなど、様々な理由で不当な差別を受けることがないように、全ての国民に平等を保障しました。
1965年 (昭和40年)	同和対策審議会 答申	同和問題を基本的人権に関わる課題と位置付け、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとし、その解決のための具体策を答申しました。
1969年 (昭和44年)	同和対策事業 特別措置法	同和対策事業の目標を明らかにするとともに、対象地域の経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的に制定されました。
1982年 (昭和57年)	地域改善対策 特別措置法	対象地域の生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等の事業の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域の経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的に制定されました。
1987年 (昭和62年)	地域改善対策特定 事業に係る国の 財政上の特別措置 に関する法律	5年間の時限立法として施行され、地域改善対策特定事業について円滑かつ迅速な実施が図られるようになりました。 ※ 平成4年3月31日一部改正、5年間延長 ※ 平成9年3月31日一部改正、15事業5年間延長 ※ 平成14年3月末、特別措置法に基づく同和対策事業終了
1997年 (平成9年)	人権擁護施策 推進法	5年間の時限立法として施行され、人権擁護推進審議会を設置し、人権教育と啓発に関する施策の基本事項について、2年を目処に答申するよう附帯決議が出されました。
1999年 (平成11年)	人権擁護推進 審議会答申	人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための方策について答申しました。
2000年 (平成12年)	人権教育及び人権 啓発の推進に関する 法律	社会的身分や門地、性別等による不当な差別や人権侵害を防ぐことなどを目的として施行されました。この中で、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定・実施を国と地方公共団体の責務と定め、政府に対して基本計画の策定と国会への年次報告を義務付けました。
2002年 (平成14年)	人権教育・啓発 に関する基本計画	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づき、我が国における人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために制定されました。
2016年 (平成28年)	部落差別の解消の 推進に関する法律	現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に制定されました。